

一般事業主行動計画（次世代育成支援対策推進法）

ユニバーサル株式会社

当社は、従業員が仕事と子育てを両立させることができ、従業員全員がその能力を十分に発揮できるよう、次のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和8年1月1日～令和12年12月31日（5年間）

2. 当社の課題

- ・直近の会計年度における育児休業について、該当男性従業員2名のうち1名が育児休業を取得している。引き続き取得しやすい職場風土づくりが課題である。
- ・所定外労働時間や年次有給休暇の取得状況に部署間の差があり、全社的な両立支援環境の整備が十分ではない。
- ・育児支援制度の内容が従業員に十分浸透しておらず、利用促進が必要である。

3. 目標

- (1) 男性従業員の育児休業等取得率を「75%以上」とする。
- (2) 所定外労働時間を「全社平均で月20時間以内」とする。
- (3) 年次有給休暇取得率を「70%以上」とする。
- (4) 仕事と子育てを両立するための制度について周知を徹底し、管理職研修を年1回実施する。

4. 取組内容および実施時期

【目標 1】男性育児休業等取得率の向上（実施期間：令和 8 年 1 月～令和 12 年 12 月）

- ・育児休業制度・育児休業給付制度の説明資料を作成し、全従業員へ周知する。
- ・配偶者の出産予定者に対し、上司による育児休業取得推奨面談を実施する。
- ・男性の育児休業取得事例を社内報等で紹介し、取得しやすい職場風土を醸成する。
- ・該当職員に対し育児休業取得希望の確認を会社から積極的に行う仕組みを整備する。

【目標 2】所定外労働時間の削減（実施期間：令和 8 年 1 月～令和 12 年 12 月）

- ・毎月の残業時間を各部署で把握し、管理職が適切な労務管理を徹底する。
- ・専用業務ソフトの導入による I T 化を進め業務効率の向上を行う。
- ・業務の分担や繁忙期の応援体制を整備し、属人化を防止する。

【目標 3】年次有給休暇取得率の向上（実施期間：令和 8 年 1 月～令和 12 年 12 月）

- ・四半期ごとに年休取得状況を各部署へフィードバックし、計画的取得を促す。
- ・計画的付与制度（計画年休）の導入を検討し、取得しやすい環境を整備する。
- ・子の行事参加のための休暇取得を積極的に推進する。

【目標 4】両立支援制度の周知および研修（実施期間：令和 8 年 1 月～令和 12 年 12 月）

- ・育児・介護関連制度のガイドを作成し、社内イントラおよび配布資料で周知する。
- ・新任管理職向け「両立支援研修」を年 1 回実施する。
- ・社内報等で育児休業取得者の声や復職事例を紹介し、理解促進を図る。
- ・両立支援に関する相談窓口（総務部）を明確化し、利用しやすい環境を整備する。

以上